

## こどもの予防接種(定期接種)のお知らせ

令和3年度のこどもの予防接種を次のとおり実施します。予防接種は全て個別接種です。お子さんの体調と接種間隔に注意しながら接種するようにしましょう。

### 【予防接種を受ける前に】

- ①母子健康手帳と同時に配布している予防接種ポケットブックなどをよく読んで、予防接種のことを理解しましょう。
- ②当日は、お子さんの日ごろの状態をよく把握している保護者が同伴してください。
- ③当日は朝の体温を測定し、予診票に責任を持って記入してください。体調が悪いと感じたら主治医に相談し、接種の見合わせを検討しましょう。
- ④ウイルス性の疾患(水ぼうそう・おたふくかぜ等)にかかった場合は、症状が落ちついてから約1か月程度接種は見合わせましょう。
- ⑤慢性の疾患(ぜんそく・心疾患・腎疾患等)で治療中の方やけいれんの既往がある方は主治医にご相談ください。

### 【接種方法】

町指定医療機関へ直接電話でお問合せください。予診票は医療機関に配布しています。

### 【持参するもの】

母子健康手帳・保険証・(予診票)

### 【料金】

無料(野木町に住所を有する方で対象年齢の方)

【予防接種の種類と対象年齢・接種できる医療機関】  
下記問合せ先へご確認ください。

### 【予防接種の接種間隔】

令和2年10月1日から異なる種類のワクチンを接種する際の接種間隔のルールが一部変更されました。

- ・「注射生ワクチン」の接種後27日以上の間隔をおかなければ、「注射生ワクチン」の接種を受けることはできません。(変更なし)
- ・それ以外のワクチンの組み合わせでは、前のワクチン接種からの間隔にかかわらず、次のワクチンの接種を受けることができるようになりました。

※注射生ワクチン：BCG・MR混合・水痘

※経口生ワクチン：ロタウイルスワクチン

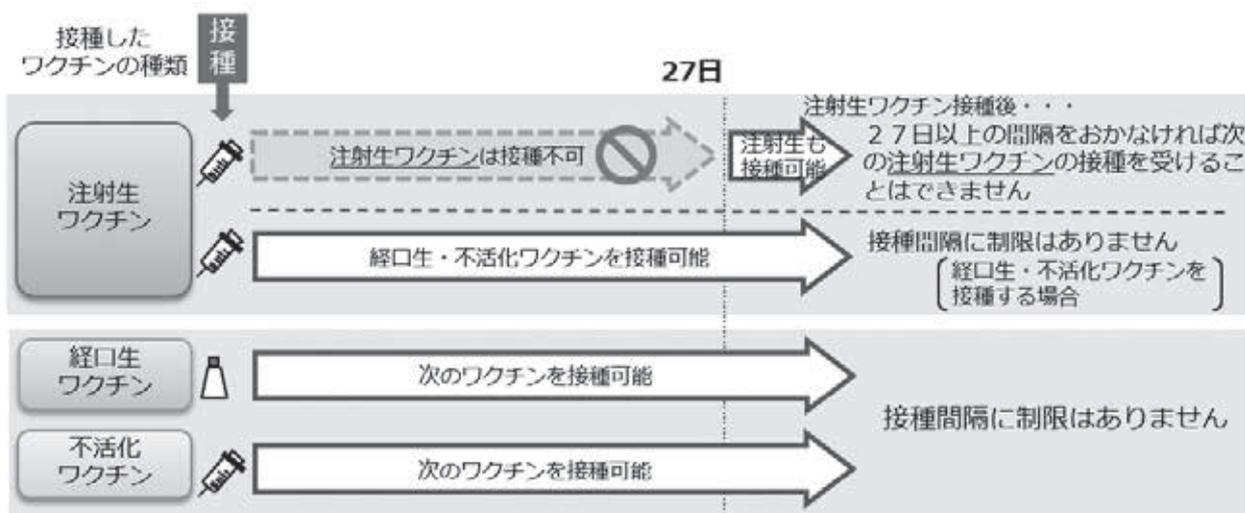
※不活化ワクチン：四種混合・ヒブ・小児用肺炎球菌・日本脳炎・二種混・子宮頸がん・ポリオ・B型肝炎

※同じ種類のワクチンの接種を複数回受ける場合、ワクチンごとに決められた間隔がありますので注意してください。

問健康福祉課 ☎(57)4171



## <令和2年10月1日からの「異なる種類のワクチンを接種する際の接種間隔のルール」>



(厚生労働省ワクチンの接種間隔より)